

意見書案第 1 1 号

国民健康保険における子どもに係る均等割額の軽減等に関する意見書について

上記の意見書案を別紙のとおり，会議規則第 1 4 条の規定により提出する。

平成 2 9 年 1 2 月 1 4 日

取手市議会議長

佐 藤 清 殿

提出者 取手市議会議員 齋 藤 久 代

” ” 山野井 隆

” ” 赤 羽 直 一

国民健康保険における子どもに係る均等割額の軽減等に関する意見書（案）

国では、子どもを生み育てることに喜びを感じられる社会を目指して、次代の社会を担う子ども一人一人の育ちを社会全体で応援するため、子育てに係る経済的負担の軽減や安心して子育てができる環境整備のための施策など、総合的な子ども・子育て支援を推進しているところです。保育士の処遇改善、待機児童対策などの子育て支援施策が講じられていますが、さらなる対策も求められています。

平成27年5月に「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険等の一部を改正する法律」が成立。実施に当たっては、子どもに係る均等割保険料の軽減措置の導入が検討課題となっています。

国民健康保険の均等割は、加入者一人一人に均等にかかるものですが、家庭に子どもが増えると保険料の負担が重くなるこの仕組みは子育てに関する様々な負担軽減を進めている地方公共団体の施策と相入れないものです。

また、同じ医療保険制度である、組合管掌健康保険や全国健康保険協会管掌健康保険には存在しない負担であり、早急な見直しが求められています。

よって、国においては、子育て支援の観点から、国民健康保険における子どもに係る均等割額について、他の医療保険制度との公平性を保ちつつ、国の負担による免除及び軽減の見直しを早急に検討し、結論を出すよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年 月 日

茨城県取手市議会

提出先 衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 財務大臣 厚生労働大臣
社会保障・税一体改革担当大臣